

ネットとうほく 2018 (検) 第7号-7
2021年(令和3年)8月10日

〒020-0884

盛岡市神明町8番18号 安達法律事務所
株式会社岩手ホテルアンドリゾート代理人
弁護士 安達孝一 殿

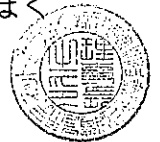
〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終了通知書

当団体から本年3月25日付でお送りしていた再申入書に対し、貴職から、同年4月12日付回答書で、当団体から指摘のあった点を検討し約款の一部を改定したとの回答をいただきました。

当団体でも改定後の約款の内容を確認したところ、申入れの趣旨に添って約款を変更いただいたことが確認できましたので、本事案に関するやり取りは本書面をもちまして終了とさせていただきます。

当団体の照会および申入れについて、長期にわたり真摯にご対応いただき、また、約款を修正いただきましたことについて、厚く御礼申し上げます。

今後は、当団体としましては、これからも必要に応じて、引き続き情報提供や申入活動、差止請求を行っていく所存ですので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、これまでにやり取りさせていただいた文書につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以上